

ボランティアルーム利用ルール

1. 利用できる団体 北区ボランティアセンターに登録しているボランティアグループ
2. 申込方法
 - ボランティアルームを利用する場合は、利用日の1ヶ月前の月の1日（注1）から利用日の前日（注2）までに、まずは電話で北区ボランティアセンターに申込みしてください。
 - 利用受付後は利用日までに「ボランティアルーム利用申請書」を北区ボランティアセンターに提出してください。ファックスでも提出可能です。
 - 原則として、一団体につき月2回まで利用申込みできます。
 - 連続使用は2日間を限度とし、名義貸しはできません。
注1：土・日・祝日と重なる時は翌開所日 注2：土・日・祝日と重なる時は前開所日
3. 利用料金 無料
4. 利用できる日時 平日 午前9時～午後5時まで
＜利用できない日＞ 土・日・祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）
その他北区社会福祉協議会が特別に定める日
5. 利用区分 1時間単位（準備から後片付けの時間を含む）
6. 利用方法・利用上の注意点
 - ①利用者は、利用前に北区ボランティアセンターで鍵を受け取り、「ボランティアルーム利用申請書」の鍵受取欄に記入してください。
 - ②机・椅子などは利用者が配置し、利用後は元通りに戻してください（室内配置図参照）。
 - ③利用の際に必要な事務用品・文具などは、利用者が持参してください。
 - ④貴重品は各自で管理してください。
 - ⑤荷物を保管できるロッカーはないため、共有スペースに物品を置いて帰らないでください。利用できるコピー機・印刷機もありません。
 - ⑥ボランティアルーム利用に伴う駐車料金の割引サービスはありません。
 - ⑦備品等は大切に取り扱ってください。もし汚損または損傷したときは、直ちにお申し出ください。マジック、カッターの使用時には特にご注意ください。
 - ⑧周辺に迷惑をかけないように静かに使用してください（音声機器、楽器等の使用は不可）。
 - ⑨利用時間は厳守してください。ゴミ袋は各自で準備し、利用後は部屋をきれいに掃除して、ゴミは必ずお持ち帰りください。照明・エアコンを消し、必ず施錠をしてください。
 - ⑩鍵は北区ボランティアセンターに返却し、「ボランティアルーム利用申請書」の鍵返却欄に記入してください。連日使用の場合も毎日鍵を返却してください。
 - ⑪下記に該当する場合は、ルーム利用不可とします。
 - ◆営利を目的とする利用
 - ◆宗教活動または政治活動のための利用
 - ◆公益を害し、または風俗を乱すおそれのある利用
 - ◆建物、設備を損傷するおそれのある利用
 - ◆その他、北区社会福祉協議会が不相当と認める利用